

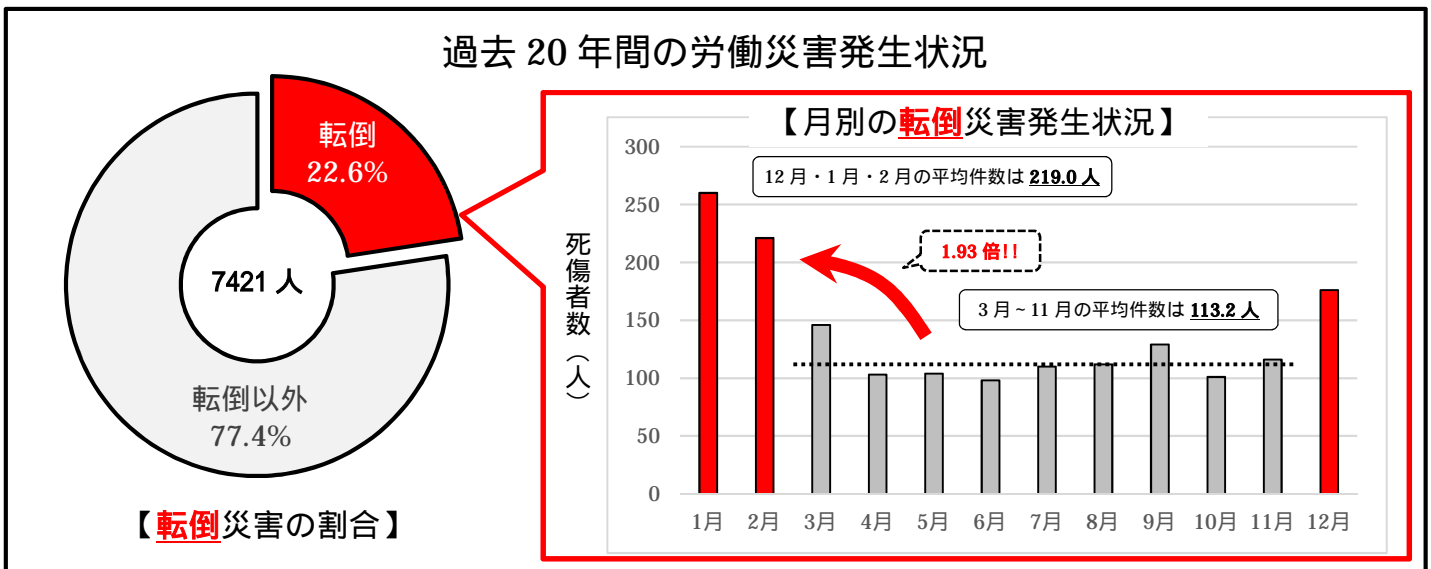
松本労働基準監督署の

滑らない話



◆冬季特有の労働災害といえば「転倒」災害

松本署管内で過去20年間（平成12年～令和元年）に発生した休業4日以上労働災害を集計すると、全体の22.6%が「転倒」災害で、特に12月から2月の冬季間における転倒災害発生率は、それ以外の時期に比べて1.93倍にもなり、著しい多発傾向にあることがわかります。



◆転倒災害による主な負傷部位は「手首」と「ひざ」

過去20年間に発生した「転倒」災害を分析すると、「手首」若しくは「ひざ」の負傷がそれぞれ210人（12.5%）で最多、また負傷のタイプ別では「骨折」が1091人（65.1%）で最多です。

つまり、「転倒」災害防止対策として、「手首」や「ひざ」を防護する服装が重要です。

作業に支障がなければ保護サポーターやプロテクターの装着等も有効です。

◆冬季転倒災害防止には「すべり」対策が重要!!

駐車場敷地内や通用口付近等での転倒が目立つので、これらの場所はこまめに除雪しましょう。特に凍結しやすい通路には融雪マット等を設置したり、防滑塗装を施すことも効果的です。



融雪マット設置例
（屋外通路）



融雪マット設置例
（屋外階段）



防滑塗装施工例
（屋外階段）



防滑塗装施工例
（グレーチング）



防滑塗装施工例
（ミキサー車ステップ）

◆「出退勤時」の転倒災害に要注意!!

すべての業種において、出退勤時に転倒災害が多発しています。

駐車場から事業場施設まで、ほんのわずかな距離であっても、滑りにくい靴を履いて移動するように心がけましょう。

早朝・夜間等は足元の状況が確認しづらくなります。

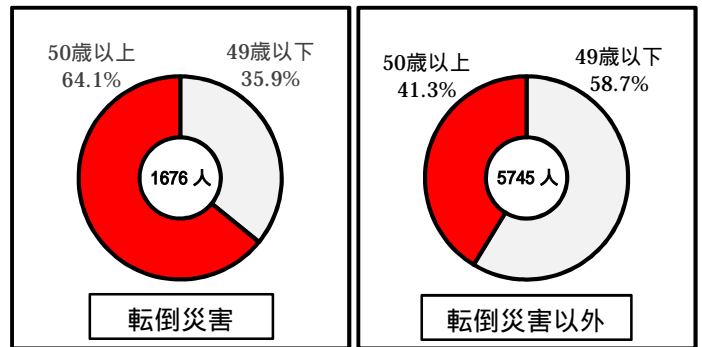
暗い通路には照明器具を設置しましょう。暗い場所を通行する人は首に付けるタイプの懐中電灯等を使用するのもよいでしょう。

◆「50歳以上労働者」の転倒災害に要注意!!

転倒災害では「50歳以上」の労働者が負傷した件数が6割以上を占めています。

高年齢になるとともに、転倒した結果が骨折などの大けがにつながりやすくなるという背景が考えられます。

高年齢労働者を中心に、転倒防止体操を実施する等し、転倒災害防止に努めましょう。



◆凍結・積雪に起因した転倒災害の傾向!!

「配達作業」「送迎作業」等の屋外型業務は要注意。

自社敷地内であれば除雪等の転倒防止対策を講ずることも容易ですが、配達先等の客先に対して対策を講ずることは困難です。配達・送迎作業等においては担当者に膝・肘パットを着用させる等の二次的な対策も検討してください。

足元の冬支度は大丈夫?

靴底が「溝が深くギザギザ状」になっている靴は、路面に対するグリップ力が強いいため滑りにくくなりますが、トレッキングシューズのように溝が深くても靴底の固いものは凍結路面では滑りやすい場合があります。

冬の靴選びは、溝の深さだけでなく、柔らかい靴底であることが重要です。なお、最近では滑り止め材を含有させたゴムを靴底に使用しているものもあります。

外気温が4度以下の時は要注意。

気温が4度以下になると転倒災害発生リスクが急増します。

氷点下に達していなくとも、予想最低気温が4度以下の日は転倒災害に注意しましょう。

凍結路面の「ながら歩き」は厳禁

歩きながらスマートフォン等を使用する、いわゆる「ながら歩き」「歩きスマホ」は絶対禁止。足元の確認がおろそかになるばかりでなく、転倒した時に啾嗟の対応ができません。

また、日ごろから、「ポケットに手を入れたまま歩かずにすむよう手袋を着用する」「手荷物で両手がふさがることのないようリュックサックを使用する」といった習慣づけも大切です。

ウォーミングアップで転倒防止。

寒さでこわばった身体は転倒しやすくなっています。

作業前にはラジオ体操等によるウォーミングアップをしましょう。

